

重症心身障害児施設の制度・施策対応をめぐっての論考については、児童福祉、障害児福祉、障害者福祉の戦後の歴史研究、あるいは歴史的記述の概観の中で、触れられることはあっても、それらの論述のもとになっているのは、筆者の知りうる範囲では本論文のように正面から分析したもののが少なく、表層的なところに止まっていた面は否めなかつたといえよう。そのような意味で、まず本論文が、社会福祉基礎構造改革に象徴される福祉の大変革の真っ只中で、岐路に立つ社会福祉施設の現実をみながら、あるいは参画しながら、社会福祉施設を含めて研究の対象にしている、フィールドとしている多くの人に読まれ、自分の領域からするとどうであろうか、という読まれ方と、それぞれの論文発表に広がることを期待したい。

著者が注で触れているように、刊行予定の社会福祉学第41-1号の著者の論文（筆者も現段階では目にしていない）と併せ読まないと何とも言えない部分があり、的を外すことがあろうかと思うが、若干感想めいたことも含めて記すこととする。

若干細かな点であるが、3点ほど挙げる。「重症心身障害児」の定義の論述は、他の障害児施設の対象とする障害児の定義との比較が加えられたらよかったです。療育の目的について法の3施設の目的規定との比較を試みているが、注で触れている国立精神薄弱児施設の目的規定との比較が加えられたらと感じた。さらに、施設運営財源で、肢体不自由児施設との比較、他の児童福祉施設との比較において、分析されたらと感じた。

先に触れた刊行予定の社会福祉学の著者の論文で論述されているかも知れないが、今後への期待も含めて、重症心身障害児施設を通史的に整理される試みを期待したい。それらの中で、1950年代の小林提樹らの他団体への働きかけを含めた運動等が、本論文で扱った「療育実施要綱」にどう結実しているのかの分析、1970年代以降の肢体不自由児施設の変化に伴う対象児、療育内容の実態と、重症心身障害児施設の実態との比較分析を含めて、されていく展開を期待したい。そのことから、今日の施設福祉から地域福祉への流れ等を含む福祉の大変革の今日的な課題へのアプローチ視点も我々に示唆してくれるのでは、という期待からでもある。